

## ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国のB型・C型肝炎感染者・患者は、約350万人と推計され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における針・筒の使い回しなどの医療行為による感染で、国の責任による医原病とされています。また、ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変、肝臓がんに進行し、命が危険となる重大な病気であります。

このような中、さまざまな運動や世論の高まりもあり、平成21年12月には肝炎対策基本法が制定され、また同法に基づき本年5月には肝炎対策の推進に関する基本的な指針が策定されるなど、肝炎対策が総合的に推進されております。

しかしながら、平成20年1月に制定された薬害肝炎救済特別措置法では血液製剤投与等の証明が困難であるため、多くの患者が救済の対象にならないなど、すべての患者が納得できるような救済策が講じられているとはいえない状況であります。

よって、国におかれては、すべてのウイルス性肝炎患者救済のため、次の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう、強く要望します。

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備・予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
- 2 救済特措法による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師らの証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を広く救済するとともに、救済特措法の期限を延長すること。
- 3 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講ずること。
- 4 肝庇護薬、検査費用、通院費への助成、肝炎治療費への支援、生活保障を行い、肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 5 ウイルス性肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
- 6 医原病であるウイルス性肝炎の発症者に、一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
- 7 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講ずるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月22日

長 崎 市 議 会